算式の符号 A　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数がある場合はその端数を四捨五入する。）（当該額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） 算式 a／b 算式の符号 a　当該年度の「班長」階級以上の消防団員に係る年額報酬支払総額として総務大臣が調査した額 b　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ａに規定する測定単位の数値 C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｃに規定する段階補正係数 D　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第１号３Ｄに規定する密度補正Ｉ係数 E　当該年度の４月１日現在における「班長」階級以上の消防団員数として総務大臣が調査した人数	
［口　略］ ［四・五　略］ ［２・３　略］ 附　則 （道府県に係る十二月分の算定方法の特例） **第四条**　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。 一　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額 算式 Ａ＋Ｂ＋Ｃ×0.6＋Ｄ＋Ｅ×0.6＋Ｆ×0.6 算式の符号 Ａ　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に45,000円を乗じて得た額 Ｂ　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に64,000円を乗じて得た額 Ｃ　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
［口　同上］ ［四・五　同上］ ［２・３　同上］ 附　則 （道府県に係る十二月分の算定方法の特例） **第四条**　令和五年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。 一　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額 算式 Ａ＋Ｂ＋Ｃ×0.6＋Ｄ＋Ｅ×0.6＋Ｆ×0.6 算式の符号 Ａ　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に42,000円を乗じて得た額 Ｂ　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に63,000円を乗じて得た額 Ｃ　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	